

農業委員会による最適化活動の「目標の設定」、「活動の記録」、「点検・評価の実施」、「結果の公表・報告」

令和6年2月

(一社) 北海道農業会議 農地・担い手担当部長 三本 作成

1 農業委員会による最適化活動の「目標の設定」、「活動の記録」 「点検・評価の実施」、「結果の公表・報告」

令和4年2月2日付け3経営第2584号（令和5年5月29日一部改正）「農業委員会による最適化活動の推進等について（農林水産省経営局長通知）」により、

- 農業委員会は、毎年度、次のことを行う
 - ① 最適化活動の目標の設定・公表
 - 農業委員会の最適化活動の成果目標と活動目標を設定し公表
 - 農業委員・農地利用最適化推進委員の担当区域ごとの成果目標を設定（公表は不要）
 - ② 最適化活動の点検・評価の実施
 - 農業委員会の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について
 - 農業委員・農地利用最適化推進委員の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について
 - ③ 最適化活動の結果の公表・報告
 - 上記②の点検・評価の結果と最適化活動の実施状況及び目標の達成状況を取りまとめ公表
 - 取りまとめた点検・評価の結果と最適化活動の実施状況及び目標の達成状況を北海道等に報告
- 農業委員・農地利用最適化推進委員（以下「推進委員等」という）は
 - ① 最適化活動の記録（最適化活動に係る記録簿の作成）
 - ② 最適化活動の点検・評価の実施
 - 記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について自ら点検・評価を実施

(1) 「目標の設定」、「活動の記録」、「点検・評価の実施」 「結果の公表・報告」のスケジュール

- 「目標」は3月末までに作成、4月末までに公表（担当地区ごとの目標は公表しない）
- 「活動」の記録は随時、4月末までに自ら点検・評価、結果、農業委員会に送付
- 5月末までに総会で「推進委員等の活動」「農業委員会の目標」について点検・評価、6月末までに公表

	「目標の設定」	「活動の記録」「点検・評価」	「点検・評価」「結果の公表・報告」
令和○年 3月	●総会で令和○年度の目標を決定 ●決定後、農業会議に通知 (※農業会議は確認)		
令和○年 4月	●令和○年度目標を インターネット等により公表 道、市町村、中間管理機構へ通知	○活動を記録する	
5		同上	
令和▲年 3月	●総会で令和▲年度の目標決定 ●決定後、農業会議に通知 (※農業会議は確認)	同上	
令和▲年 4月	●令和▲年度目標を インターネット等により公表 道、市町村、中間管理機構へ通知	○自ら点検・評価を実施 ○結果を農業委員会に報告	
令和▲年 5月		●総会で点検・評価 ●その結果を各推進委員等に通知	●総会で、 令和○年度の目標の点検・評価 令和○年度の「実施状況」決定
令和▲年 6月			●令和○年度実施状況を インターネット等により公表 道、市町村、農業会議へ報告

●は、農業委員会が行うこと
○は、推進委員等が行うこと


参考：農業委員会による最適化活動の「目標の設定」、「活動の記録」、「点検・評価の実施」、「結果の公表・報告」に関する通知等

- 農業委員会による最適化活動の「目標の設定」、「活動の記録」、「点検・評価の実施」、「結果の公表・報告」に関しては、以下の通知等が農林水産省から発出されている。

	○ 通知名	内 容
1	○農業委員会による最適化活動の推進等について（農林水産省経営局長通知）」 ※令和4年2月2日付け3経営第2584号（令和5年5月29日一部改正） ※以下、「経営局長通知」という	<ul style="list-style-type: none"> ● 設定する目標、目標の設定方法 ● 設定した目標の公表・報告方法等 ● 推進委員等による活動記録の作成 ● 推進委員等・農業委員会に関する点検・評価の実施方法と時期 ● 点検・評価結果の公表と報告方法等などについて記載
2	○農業委員会による最適化活動の推進等について（農林水産省経営局農地政策課長通知）」 ※令和4年2月26日付け3経営第2816号（令和5年3月9日一部改正） ※以下、「課長通知」という	<ul style="list-style-type: none"> ● 目標、活動記録、点検・評価に関する様式 ● 都道府県に対する報告の様式 ● 目標の達成状況に対する評価点（推進委員等・農業委員会に関する点検・評価時に使用）などについて記載
3	○「農業委員会による最適化活動推進等について」に係る質問への回答について（第5報）（農林水産省経営局農地政策課作成資料） ※令和4年7月27日	「経営局長通知」「課長通知」に対する農業委員会の質問に対し農林水産省農地政策課が回答
4	○「農業委員会による最適化活動の推進等について」の様式記載例（農林水産省作成） ※道農地調整課より令和4年6月23日付け事務連絡文書にて農業委員会へ提供	「課長通知」で示された様式の記載例

2 農業委員会による「最適化活動の目標」の設定について

- 農業委員会は、令和4年2月2日付け3経営第2584号（令和5年5月29日一部改正）「農業委員会による最適化活動の推進等について（農林水産省経営局長通知）」（以下、「経営局長通知」という）により、令和4年度より毎年度『最適化活動に係る目標』を設定する。
 - 様式は、令和4年2月25日付け3経営第2816号（令和5年3月9日一部改正）「農業委員会による最適化活動の推進等について（農林水産省農地政策課長通知）」（以下、「課長通知」という）で示されている別紙様式1「令和〇〇年度 最適化活動の目標設定等」
- ※ 令和3年度以前は、平成28年3月4日付け27経営第2933号「農業委員会事務の実施状況等の公表について（農林水産省経営局農地政策課長通知）」により、農業委員会は『目標及びその達成に向けた活動計画』を設定していた。

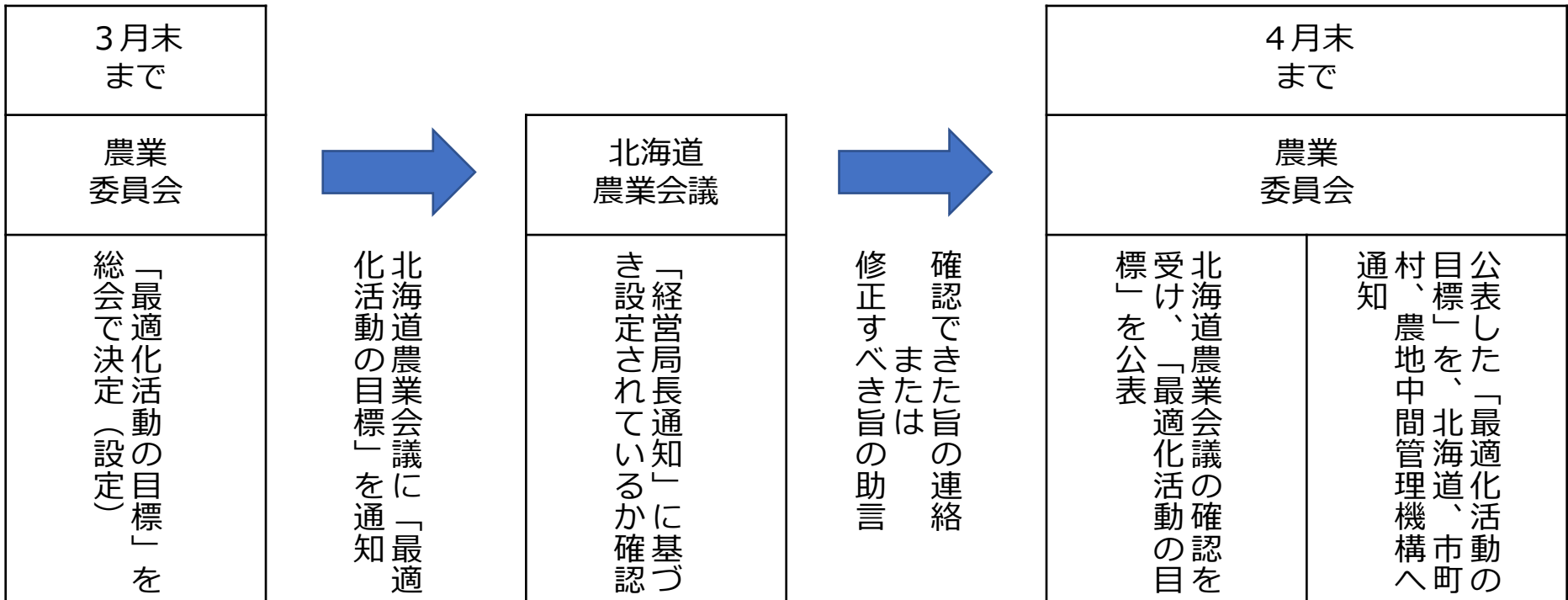
	令和3年度まで		令和4年度から
目標設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 『令和〇年度の目標及びその達成に向けた活動計画』を作成する。 ● 様式は農林水産省が示した。 ● 当該年度における <ol style="list-style-type: none"> ① 担い手への集積面積 ② 遊休農地の解消面積 ③ 新規参入経営体数の目標を設定。 ● 農業委員会の判断で目標を設定。集積面積等に〇〇以上とか最低設定面積といった制限はない。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 『令和〇〇年度 最適化活動の目標の設定等』を作成 ● 様式は「農地政策課長通知」で示されている。 ● 当該年度における <ol style="list-style-type: none"> ① 農地の集積目標年度、集積率 ② 遊休農地の解消面積 ③ 新規参入者への貸付等の面積（同意面積） ④ 最適化活動の活動日数 ⑤ 活動強化月間の設定目標 ⑥ 新規参入相談会への参加目標 の目標を設定。 ● 「経営局長通知」で目標の設定方法が示されている。

(1) 農業委員会による「最適化活動の目標」の設定、通知、公表

(「経営局長通知」の第1の2、第1の5)

農業委員会は、

- 3月末までに翌年度の「最適化活動の目標」を**設定**
- 設定した「最適化活動の目標」を(一社)北海道農業会議に**通知**
 - ※ (一社)北海道農業会議は、農業委員会が設定した「最適化の目標」が「経営局長通知」に基づき設定されているか確認。「経営局長通知」に基づき設定されていければ、その旨を農業委員会に連絡、そうでない場合は、目標を修正すべき旨の助言をする
- 4月末までに、(一社)北海道農業会議の確認を受け、「最適化活動の目標」を**公表**
- 4月末までに、公表した「最適化活動の目標」を、北海道、市町村、農地中間管理機構へ**通知**



別紙様式 1 「令和〇〇年度 最適化活動の目標設定等」

(「農地政策課長通知」の様式)

別紙様式1

令和 〇〇 年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名: 北海道
 農業委員会名: 〇〇〇〇 農業委員会

令和5年10月23日時点

I 農業委員会の状況(令和 〇〇 年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 年 月 日

任期満了年月日 年 月 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数		
認定農業者	—	
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	
40代以下	—	
中立委員	—	

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員			

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	
農業経営体数	

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	
女性	
40代以下	

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	
農業参入法人	
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

単位:ha

	田		畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	5,000	5,000	3,000	1,000	1,000	10,000

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

総農家数: 2020農林センサス6の1の総農家数

農業経営体数: 2020農林センサス2の1の農業経営体数

基幹的農業従事者数: 2020農林業センサス3の5の年齢階層別の基幹的農業従事者数(仕事で、主に自営農業に従事した世帯員数)

田および畑: 耕地面積及び耕地の拡張・かい廃面積1の田畑別耕地面積

畑の内訳は、市町村において把握しているデータがある場合に記載してください(農林水産省作成の様式記載例より)

II 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

①現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/A)
	10,000 ha	8,000 ha	80.0 %
課題	○○○○○……………		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

②目標

農地の集積の目標年度	令和8年度	集積率	83.0 %
今年度の新規集積面積	100 ha	農地面積(C)	10,000 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	8,100 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/C)	81.0 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

割合(%)は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下1桁とする。以下、同様。(農林水産省作成の様式記載例より)

農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付け3経営第2584号)」の第1の2の(1)の①のAに基づき記入する

課長通知(令和4年2月25日付け3経営第2816号付け「農業委員会による最適化活動の推進等について」)の1の(1)の②に基づき記入する。

(2) 遊休農地の解消

①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	15.0 ha	10.0 ha	5.0 ha
課題	○○○○○……………		

②目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	10.0 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	2.00 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

課長通知(令和4年2月25日付け3経営第2816号付け「農業委員会による最適化活動の推進等について」)の1の(2)に該当する緑区分の遊休農地を除外することができる。

農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付け3経営第2584号)」の第1の2の(1)の①のイのa(a)に基づき記入する

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	7.0 ha
--------------------------	--------

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	○○○○○……………
-------------------------	------------

農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付け3経営第2584号)」の第1の2の(1)の①のイのa(b)に基づき記入する

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0 ha
---------------------------	------

農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付け3経営第2584号)」の第1の2の(1)の①のイのbに基づき記入する

(3) 新規参入の促進

①現状及び課題

現状	○年度新規参入者	○年度新規参入者	○年度新規参入者
	1 経営体 20 ha	0 経営体 0 ha	2 経営体 6 ha
課題	○○○○○……………		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平均
	123 ha	134 ha	141 ha	132.67 ha

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積 13.27 ha

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有価所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の新規参入した経営体数の平均の1割以上を記入

権利移動面積から、課長通知(令和4年2月25日付け3経営第2816号付け「農業委員会による最適化活動の推進等について」)の1の(3)に該当する農地を除外することができる。

農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付け3経営第2584号)」の第1の2の(1)の①のウに基づき記入する

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日/月	最適化活動を行う	
		農地利用最適化推進委員の人数	0 人

農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付け3経営第2584号)」の第1の2の(2)の①に基づき記入する

(2) 活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数 3 回

取組時期	取組項目	強化月間の内容
8月	①	……………
11月	②	……………
1月	③	……………

農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付け3経営第2584号)」の第1の2の(2)の②に基づき記入する

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3) 新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数 2 回



開催時期	10月	相談会名	○○新規参入相談会
参加者数	1	開催場所	○○市
相談会の内容	……………		
開催時期	12月	相談会名	○○新規参入相談会
参加者数	1	開催場所	○○市
相談会の内容	……………		

農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について(令和4年2月2日付け3経営第2584号)」の第1の2の(2)の③に基づき記入する

参加者数は、イベントの参加者数でなく、参加する予定の委員数を記載(農林水産省作成の様式記載例より)

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

(3) 目標の設定方法 (概要)

- 「経営局長通知」で、別紙様式1のIIの最適化の目標（8頁～9頁の  部分）の設定方法が示されている。
- 北海道農業会議は、この  部分が、経営局長通知に基づき設定されているか確認します。

II 最適化の目標

別紙様式1	目標の設定方法 (概要)	「経営局長通知」
1の(1)の②の赤線囲み部分	<p>【農地の集積の「目標年度」と「集積率」】</p> <p>① 農業委員会において、農業委員会法第7条第1項の「指針」において令和4年度※令和6年度以降の農地の集積に係る目標を80%以上に設定している場合には、当該目標年度と当該目標集積率を目標として設定</p> <p>② これに該当しない場合は、北海道が定めた農業経営基盤強化促進基本方針に定めている目標（令和15年度、95%（令和5年4月時点））を目標として設定</p> <p>※「経営局長通知」では、令和4年度となっているが、令和6年度の目標を設定することから、指針の目標年度は令和6年度以降と読み替える。</p> <p>①に該当する「指針」を作成している場合は、指針の目標年度と目標値を記入。 ①に該当しない「指針」の場合は、目標年度を15年度、集積率を95%と記入する。</p>	第1の2の(1)の①のア

Ⅱ 最適化の目標

別紙様式 1	目標の設定方法（概要）	「経営局長通知」
1の(2)の②のアのaの赤線囲み部分	<p>【緑区分の遊休農地の解消面積】</p> <p>令和3年度の農地法第30条第1項に規定する利用状況調査（以下、「利用状況調査」という。）により判明した「緑区分の遊休農地」の面積の5分の1を目標として設定</p> <p>令和3年度の利用状況調査で判明した「緑区分の遊休農地」 ÷ 5 = 目標（この数値を記入）</p>	第1の2の(1)の①のイのaの(a)
1の(2)の②のアのbの赤線囲み部分	<p>【黄区分の遊休農地の解消】</p> <p>令和3年度の「利用状況調査」により判明した「黄区分の遊休農地」については、都道府県、市町村、農地中間管理機構等と協議し、基盤整備事業の実施など黄区分の遊休農地の解消のための工程表を策定することを目標として設定</p> <p>「黄区分の遊休農地」の解消のための工程表について、いつまでに、どのような考え方で策定するかを記載</p>	第1の2の(1)の①のイのaの(b)
1の(2)の②のイの赤線囲み部分	<p>【前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積】</p> <p>活動年度の前年度（令和5年度）の「利用状況調査」により新たに判明した「緑区分の遊休農地」の面積を目標として設定</p> <p>※ 当該活動年度にその全てを解消することを目標として設定</p>	第1の2の(1)の①のイのb

Ⅱ 最適化の目標

別紙様式 1	目標の設定方法（概要）	「経営局長通知」
1の(3)の②の赤線囲み部分	<p>【新規参入者への貸付等について所有者の同意を得た上で公表する農地の面積】 ※ 1</p> <p>農業委員会が把握している過去3年度において権利の設定又は移転が行われた農地の面積（農地法第3条・農用地土地利用集積計画により権利の設定又は移転に限る。）の平均の1割以上を目標として設定</p> <p>※ 公表の仕方、何について「同意を得る」のかは13ページをご覧ください</p>	第1の2の(1)のウ
2の(1)の赤線囲み部分	<p>【活動日数】</p> <p>地域の実情を勘案し、最適化活動の活動日数を目標として設定 なお、前年度の活動日数の実績を踏まえて、意欲的な活動日数を設定</p>	第1の2の(2)の①
2の(2)の赤線囲み部分	<p>【活動強化月間の月数】 ※ 2</p> <p>活動強化月間として3月以上を設定することを目標として設定</p> <p>※ 強化月間の期間が重複した場合の1か月のカウントの仕方については13ページをご覧ください</p> <p>赤線囲み部分の「取組時期」が3月以上となるよう記入する</p>	第1の2の(2)の②
2の(3)の赤線囲み部分	<p>【新規参入相談会への参加回数】 ※ 3</p> <p>都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に農業委員等が1名以上参加することを目標として設定</p> <p>※ 新規参入相談会については、新規参入して間もない者をサポートする会含まれます。14ページをご覧ください</p> <p>赤線囲み部分の「新規参入相談会への参加回数」が1回以上とするよう記入する</p>	第1の2の(2)の③

参考「農業委員会による最適化活動推進等について」に係る質問への回答について（第5報）
（令和4年7月27日 農林水産省経営局農地政策課 作成） ●一部抜粋

【新規参入者への貸付等について所有者の同意を得た上で公表する農地の面積】※1 に関すること

6. 新規参入の促進

番号	質問	回答
2	新規参入者への貸付等の同意を得た農地の公表は、1筆ごとに行う必要があるのか。	農地1筆ごとではなく、所有者等から同意を得た管内の農地面積の合計値の公表で差し支えありません。
5	課長通知別紙様式1における「新規参入者への貸与等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」の「同意を得た上で公表する」とはどういう意味なのか。	「同意を得る」とは、新規参入者が農地の借り入れ等を希望する場合にあっせんできるように所有者等から内諾を得ておくということであり、公表について、「同意を得る」という意味ではありません。所有者等から内諾を得た管内の農地面積の合計値をホームページなどで公表し、その面積を別紙様式1の当該欄に記入してください。

【強化月間の期間が重複した場合の1か月のカウントの仕方について】※2 に関すること

9. 活動強化月間

番号	質問	回答
3	強化月間の項目として、3つ挙げられているが、期間が重複していても、それぞれを1か月して数えていいのでしょうか？	活動強化月間の期間が重なった場合は、それぞれを1ヶ月とカウントすることはできません。期間は重複しないように設定してください。

【新規参入相談会への参加回数】 ※ 3 に関すること

10. 新規参入相談会への参加

番号	質問	回答
4	<p>「農業委員会による最適化活動推進等について」に係る質問への回答について（第2報）の問30、31で、「新規参入相談会への参加」目標について、「相談会だけでなく、説明会や研修会も含めた新規就農に関連した相談会・説明会等を想定」とあるが、この中には、新規就農後、間もない者からの相談を受けるような会も含まれると解釈してよろしいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
5	<p>「新規参入相談会への参加」の目標について、すでに農業経営を開始している者（新規参入して間もない者）をサポートするような研修会、相談会も対象となると考えてよいか。</p>	<p>新規参入して間もない者をサポートする会であれば対象です。</p>

3 推進委員等による「最適化活動に係る記録簿」の作成について

(「経営局長通知」の第1の3の(1)の①)

- 推進委員等は、「経営局長通知」により、毎年度、最適化活動を実施した月日、場所、相手方、活動内容等を具体的に記録した『記録簿』を作成する。
- 様式は、「課長通知」で示されている別紙様式2「農業委員会活動記録簿」

※ 別紙様式2に替えて農業委員会が独自の書面を活用することもできる。(「課長通知」の3の(1)のなお書き)

別紙様式2

農業委員会活動記録簿 (月分)

氏名

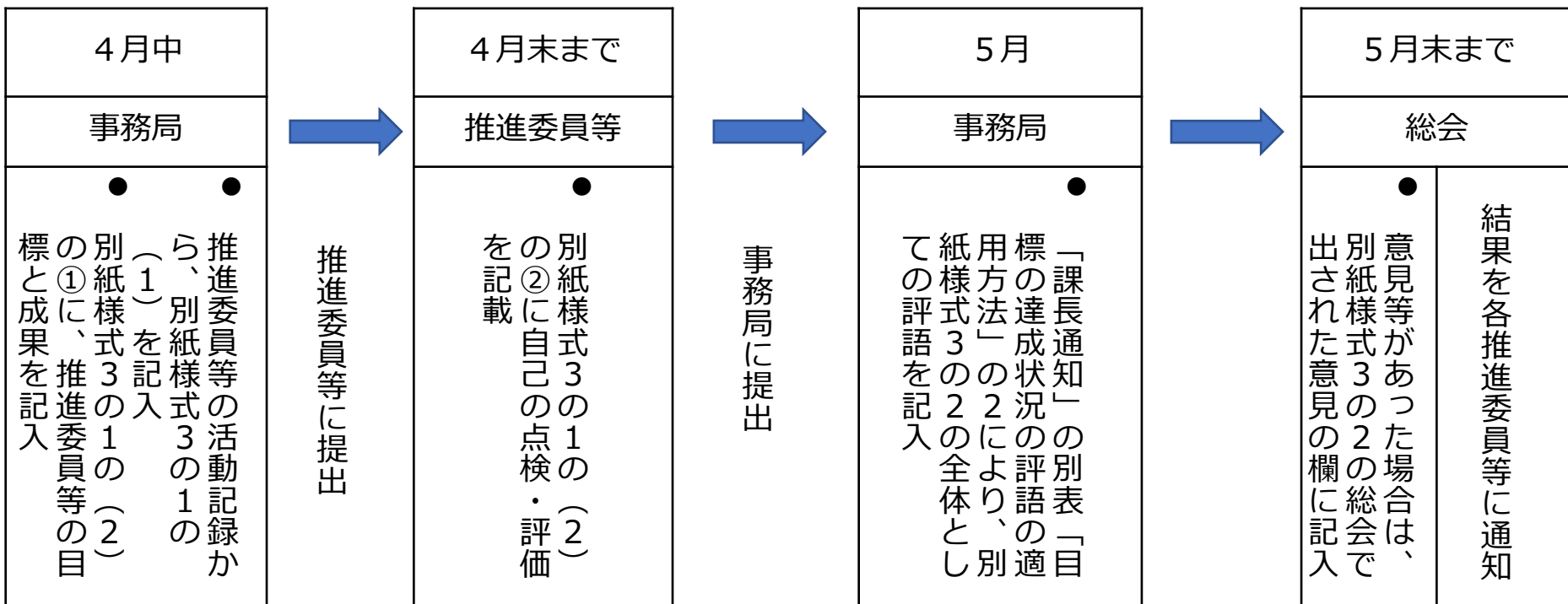
日時	月	日	活動時間	分	場所	自宅・訪問・電話・役場・圃場・その他				
項目 (大-中-小)	— — その他詳細 ()				会議名					
活動の 相手	氏名				属性	出上手・受け手・関係機関・参入希望者				
	(受け手の場合)該当の有無			認定農業者・認定新規就農者・基本構想水準到達者・集落営農経営						
意向 概要	売・貸・委・買・借・受・参・他				新規 参入者 情報	現地案内・出上手との立ち合い・関係機関紹介				
	面積(a)		農地バンク の活用意向	有・無		面積(a)		希望作目		
詳細										
活動成果	面積(a)		成果内容	受け手と出上手との合意・遊休農地解消・新規参入者への貸付同意・新規参入						
	(遊休農地解消の場合)方法			自ら耕作再開・農地バンクに貸付/売却・農地バンク以外に貸付/売却・農作業受委託・その他						
備考										

- 左の様式は、「課長通知」で示されている様式。
- 推進委員等は、記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について自ら点検・評価を実施する
- 項目をすべて埋めなくてはいけないものではない。
- 記録簿に基づき、点検・評価が行われるので、最低限「日時・活動時間」「項目」「詳細」の記入は必要
- 「詳細」には、どのような活動をしたのかを記入。

4-1 推進委員等の最適化活動の「点検・評価」の実施について

(「経営局長通知」の第1の3の(1)の②)

- 推進委員等は、「経営局長通知」により、毎年度、記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自ら『点検・評価』し、その結果を4月末までに農業委員会に提出
- 提出を受けた農業委員会は、5月末までに、総会において『点検・評価』を行い、その結果を各推進委員等に通知
- 様式は、「課長通知」で示されている別紙様式3「〇〇年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」



1 推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価

担当区域: _____ 委員の別: _____ 農業委員・推進委員 _____ 氏名: _____

(1) 最適化活動の実施状況

月	活動日数 日	農地の集積に向けた活動							遊休農地の解消・発生防止活動（実施したものに○）								新規参入の促進活動（実施したものに○）			備考					
		意向把握の実施回数	話合いの参加回数	話合いで務めた役割（当てはまるもの全てに○）				関係機関との打ち合わせの実施回数	総会へ出席して述べた場合	利用状況調査	利用状況調査以外の現地確認	訪問等による意向把握	不明所有者等の探索	農地所有者への堂農再開の確認	受け手への農地の仲介・斡旋	農地バンクへの情報提供	委員自ら解消作業	基盤整備の実施に向けた活動	新規参入者からの相談対応の有無		新規参入者に対する参入後のフォローアップ活動	新規参入相談会への参加	新規参入希望者に対する講習・意見交換、その他の活動		
				コーディネーター（座長）を務めた	作成した農地地図を持参	自ら把握した農地情報を提供	参加の呼びかけ、開催準備等																	回	
4月																									
5月																									
6月																									
7月																									
8月																									
9月																									
10月																									
11月																									
12月																									
1月																									
2月																									
3月																									
合計																									

※ 推進委員等が負傷又は疾病、災害等の事由により最適化活動ができなかった場合には、備考欄にその事由及び期間を記入

(2) 成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果

① 成果目標の達成状況

	農地集積				遊休農地		新規参入
	農地面積	新規集積面積	集積面積	集積率	解消面積	前年度新規発生分の解消面積	所有者等からの同意を得た面積
目標	ha	ha	ha	%	ha	ha	ha
実績	ha	ha	ha	%	ha	ha	ha
達成状況				%	%	%	%

② 自己の点検・評価

活動実績	成果実績

※ 最適化活動の実施状況や目標の達成状況を踏まえ、その結果を記入

2 農業委員会による点検・評価

全体としての評語	総会で出された意見

4-2 農業委員会の最適化活動の「点検・評価」の実施について

(「経営局長通知」の第1の3の(2))

- 農業委員会は、「経営局長通知」により、毎年度、5月末までに、総会において、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価する。
- 様式は、「課長通知」で示されている別紙様式5「〇〇年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」

5月	事務局	<ul style="list-style-type: none">● 「課長通知」の別紙様式5に必要事項を記入<ul style="list-style-type: none">□ Iの「農業委員会の状況」については、別紙様式1の内容を転記□ IIの「現状及び課題」および「目標」については、別紙様式1の内容を転記□ IIの「実績」「その他」については、最適化活動の結果を記入□ IIの最後の「目標の達成状況の評語」は、「課長通知」の別表「目標の達成状況の評語の適用方法」の1により記入。「推進委員等の点検・評価結果」は、別紙様式3の2の「全体としての評語」を基に人数を記入する□ IIIの「事務の実施状況」については、実績を記入 <p>※ IIの「農業委員会の点検評価」については、事務局段階で(案)を記入しておいた方が、総会での点検・評価がスムーズに進むと思われます。</p>
----	-----	---



5月末まで	総会	最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価する。
-------	----	--

〇〇年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名: _____

農業委員会名: _____

I 農業委員会の状況(〇年4月1日現在)

※「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

任期満了年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数		
認定農業者	—	
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	
40代以下	—	
中立委員	—	

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員			

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	
農業経営体数	

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	
女性	
40代以下	

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	
農業参入法人	
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	計		
			普通畑	樹園地	牧草畑
耕地面積					

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)／(A)
	ha	ha	%
課題			

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	年度	集積率	%
今年度の新規集積面積	ha	農地面積(C)	ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)／(C)	%

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

③ 実績

今年度の新規集積面積	ha	農地面積(F)	ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	ha	今年度末の集積率 (H)=(G)／(F)	%
目標に対する達成状況(H)／(E)		%	

農業委員会の点検結果

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	
		うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	ha	ha	ha

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

 a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	ha
---------------------------	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	%

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	
-------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	ha
---------------------------	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	1号遊休農地の面積	ha	うち緑区分の遊休農地	ha
			うち黄区分の遊休農地	ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	

農業委員会の点検結果	
------------	--

(3) 新規参入の促進

①現状及び課題

現状	○年度新規参入者	○年度新規参入者	○年度新規参入者
	経営体	経営体	経営体
	ha	ha	ha
課題			

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	○年度	○年度	○年度	平均
	ha	ha	ha	ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づき許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。))及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)	ha	
公表URL	(その他の公表方法)	
目標に対する達成状況(B)/(A)	%	
(参考) 新規参入者の参入状況	参入経営体数	経営体
	取得農地面積	ha

農業委員会の点検結果	
------------	--

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	人
		農地利用最適化推進委員の人数	人

(2) 活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	回
-------------	---

取組時期	取組項目	強化月間の内容

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	回
-------------	---

取組時期	取組項目	強化月間の結果

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3) 新規参入相談会への参加

① 目標

新規参入相談会への参加回数	回
---------------	---

開催時期	相談会名
参加者数	開催場所
相談会の内容	
開催時期	相談会名
参加者数	開催場所
相談会の内容	

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

② 実績

新規参入相談会への参加回数	回
---------------	---

開催時期	相談会名
参加者数	開催場所
相談会の内容	
開催時期	相談会名
参加者数	開催場所
相談会の内容	

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評語

--

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	
目標に対し期待を上回る結果が得られた	
目標に対して期待どおりの結果が得られた	
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

III 事務の実施状況

都 道 府 県 名 : _____
農 業 委 員 会 名 : _____

1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会													
〇〇部会													
△△部会													

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		件		うち許可		件	
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	日	処理期間(平均)	日	日
	総会開催日の公表	公表している	していない	申請書締切日の公表	公表している	していない	

3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに〇)	・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定				
	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任				
	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任				
1年間の処理件数	件	うち許可相当	件	うち不許可相当	件
処理期間	標準処理期間	申請書受理から	日	処理期間(平均)	日

4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積
	ha	ha
違反転用解消のために実施した活動内容		
実 績	違反転用解消面積	ha

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

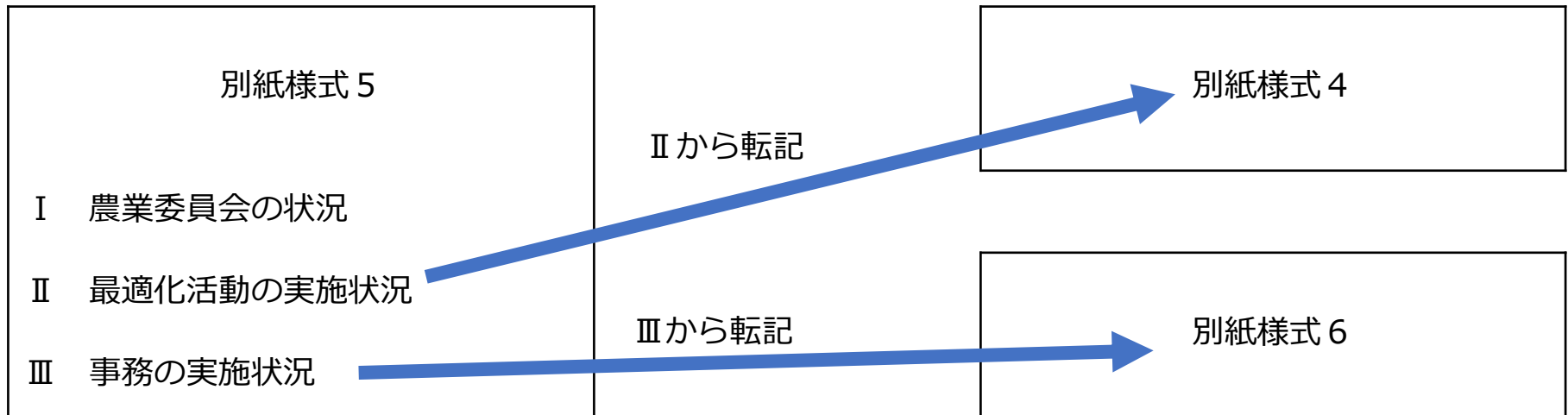
※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入

5 農業委員会の最適化活動の「結果の公表・報告」について

(「経営局長通知」の第1の4)

- 農業委員会は、「経営局長通知」により、6月末までに、点検・評価結果等を取りまとめたものをインターネット等で公表する。
 - ※ 様式は、「課長通知」で示されている別紙様式5「〇〇年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」
- 農業委員会は、「経営局長通知」により、6月末までに、点検・評価結果等を取りまとめたものを、市町村、都道府県知事、農業会議に報告する。
 - ※ 様式は、「課長通知」で示されている
別紙様式4「〇〇年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」
別紙様式5「〇〇年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」
別紙様式6「〇〇年度の事務の実施状況」



〇〇年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価

農業委員会名	1 最適化活動の成果目標											
	(1) 農地の集積					(2) 遊休農地の解消等				(3) 新規参入の促進		
	前年度末の集積率	目標	実績			目標	実績		目標	実績		
		集積率	農地面積 A ha	集積面積 B ha	今年度末の集積率 C=B/A %	緑区分 解消面積 ha	緑区分 解消面積 ha	黄区分 解消工程表 策定 (有無を記入)	新規発生 解消面積 ha	新規発生 解消面積 ha	同意 公表面積 ha	同意 公表面積 ha
%	%	ha	ha	%	ha	ha		ha	ha	ha	ha	

※ 都道府県は、農業委員会から報告のあった本表を取りまとめて報告

別紙様式4

2 最適化活動の活動目標							3 点検・評価結果						
最適化活動を行う農業委員の人数	農地利用最適化推進委員の人数	(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数		(2) 活動強化月間		(3) 新規参入相談会への参加		農業委員会の点検・評価結果(評語)	推進委員等の点検・評価結果				
		目標	実績	目標	実績	目標	実績		評語ごとの該当する推進委員等の人数				
		月当たり活動日数	月当たり活動日数(平均)	活動強化月間の実施回数	活動強化月間の実施回数	新規参入相談会への参加回数	新規参入相談会への参加回数		目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	目標に対し期待を上回る結果が得られた	目標に対して期待どおりの結果が得られた	目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	
人	人	日	日	回	回	回	回	人	人	人	人		

〇〇年度の事務の実施状況

別紙様式6

農業委員会名	1 総会・部会の開催実績			2 農地法第3条に基づく許可事務						3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)				4 違反転用への対応			
	総会開催数	部会	部会開催数	1年間の処理件数	うち許可件数	標準処理期間	処理期間(平均)	総会開催日の公表状況	申請書締切日の公表状況	権限移譲の状況	1年間の処理件数	標準処理期間	処理期間(平均)	管内の農地面積	違反転用面積	違反転用解消のために実施した活動内容	違反転用解消面積
	回	設置数	回	件	件	日	日	公表の有無	公表の有無		件	日	日	ha	ha		ha

※1 権限移譲の状況欄は、農地転用許可の権限を有する者について、「都道府県知事」、「指定市町村」、「市町村長」、「農業委員会」のいずれかを記入

※2 都道府県は、農業委員会から報告のあった本表を取りまとめて報告

「経営局長通知」

道内の農業委員会に関係のない別紙2は除いています

3 経営第2584号
令和4年2月2日

一般社団法人全国農業会議所会長 殿

農林水産省経営局長

農業委員会による最適化活動の推進等について

農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動（以下「最適化活動」という。）を実施することとされている。

この際、農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針（法第7条第1項の指針をいう。以下「指針」という。）を定めるよう努めるとともに、指針を定めた場合には公表しなければならない（法第7条第3項）とされている。また、農業委員会は、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならない（法第37条）とされているところである。

この点、農業委員会は、最適化活動の成果目標及び活動目標（以下「最適化活動の目標」という。）を設定し、農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員（以下「推進委員等」という。）が記録する最適化活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして点検・評価を行った上で公表することが重要である。

さらに、最適化活動を実施するに当たっては、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）と農業委員との役割分担及び連携が適切に図られることが必要である。

以上の点を踏まえ、下記のとおり、最適化活動の目標の設定、推進委員と農業委員との役割分担等についての考え方をまとめたので、御了知の上、適切な運用をお願いするとともに、法第42条第1項の規定により都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構には貴職から通知願いたい。

記

第1 農業委員会による最適化活動の目標の設定、活動の記録、点検・評価の実施、その結果の公表・報告等

1 基本的な考え方

推進委員等が実施する最適化活動は、農地の出し手及び受け手の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地の斡旋、農地の定期的な見回り等多岐にわたる。

農業者の減少や高齢化が進む中、農業委員会は、最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性を確保する必要がある。このため、農業委員会は、次のとおり、令和4年度から、毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、法第37条の規定によりその結果を公表するとともに、都道府県知事に報告するものとする。

(1) 最適化活動の目標の設定

① 成果目標の設定

農業委員会は、毎年度、最適化活動の成果目標を次により設定するものとする。

- ア 別表1に掲げる者への農地の集積（以下「農地の集積」という。）
- イ 遊休農地（農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項第1号に掲げる農地をいう。以下同じ。）の解消
- ウ 新規参入の促進（農業への新たに農業経営を営もうとする者（以下「新規参入者」という。）の参入の促進をいう。以下同じ。）

② 活動目標の設定

農業委員会は、毎年度、①の目標を達成するため、最適化活動の活動目標を次により設定するものとする。

- ア 各推進委員等が最適化活動を行う日数
- イ 最適化活動を強化して実施する月（以下「活動強化月間」という。）
- ウ 新規参入の促進のための相談会（以下「新規参入相談会」という。）に参加すること

(2) 最適化活動の点検・評価並びにその結果の公表及び報告

推進委員等は、最適化活動の具体的な実施状況を記録簿に記録し、農業委員会は、当該記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、法第37条の規定によりその結果を公表するとともに、都道府県知事に報告するものとする。

2 最適化活動の目標の設定及び公表・報告

農業委員会は、毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を次により設定し、4月末までに公表するとともに、都道府県知事に報告するものとする。

~~だし、別表2に掲げる市区町村の農業委員会については、別紙の最適化活動の目標の考え方にに基づき設定するものとする。~~

(1) 成果目標の設定

① 農業委員会の目標の設定

農業委員会は、最適化活動の成果目標を次により設定するものとする。

ア 農地の集積に係る目標

農業委員会は、指針において令和4年度以降の農地の集積に係る目標を80%以上に設定している場合には、当該集積率を目標として設定するものとする。

これに該当しない農業委員会の場合は、都道府県が定めた目標（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第5条第2項第4号に掲げる目標をいう。）を目標として設定するものとする。

イ 遊休農地の解消に係る目標

農業委員会は、次のa及びbにより目標を設定するものとする。

a 既存の遊休農地の解消

(a) 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査（農地法第30条第1項に規定する利用状況調査をいう。以下同じ。）により判明した「緑区分の遊休農地」（「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下「運用通知」という。）第3の1の(3)のアの(ウ)のaに該当する農地をいう。以下同じ。）を令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することとし、令和4年度から令和8年度までの毎年度、当該遊休農地の面積を5分の1ずつ減少させることを目標として設定するものとする。

(b) 黄区分の遊休農地の解消計画の策定

令和3年度の利用状況調査により判明した「黄区分の遊休農地」（運用通知第3の1の(3)のアの(ウ)のbに該当する農地をいう。以下同じ。）については、都道府県、市町村、農地バンク（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）等と協議し、基盤整備事業の実施など黄区分の遊休農地の解消のための工程表を策定することを目標として設定するものとする。

b 新規発生 of 遊休農地の解消

活動年度の前年度の利用状況調査により新たに判明した緑区分の遊休農地については、当該活動年度にその全てを解消することを目標として

設定するものとする。

ウ 新規参入の促進に係る目標

農業委員会は、農地の所有者から、新規参入者に対する貸付け等を行うことについて同意を得た農地を取りまとめて公表するものとし、当該農地の面積が、目標を設定する時点で農業委員会が把握している過去3年度において権利の設定又は移転が行われた農地の面積（農地法第3条第1項の規定による許可及び基盤強化法第19条の規定により公告があった農用地利用集積計画の定めるところによる権利の設定又は移転に限る。）の平均の1割以上となることを目標として設定するものとする。

② 推進委員等の担当区域ごとの目標の設定

農業委員会は、①の目標の達成に資するよう、推進委員等の担当区域の実情（農地面積、遊休農地面積等）を踏まえ、担当区域ごとに①のア、イのa(a)及びb並びにウの目標を設定するものとする（①のウの目標については、農地の所有者から同意を得る面積を目標として設定するものとする）。

その際、当該目標の合計が①の目標を下回らないように留意するものとする。

(2) 活動目標の設定

① 推進委員等が最適化活動を行う日数

農業委員会は、推進委員等の活動量が成果目標の達成に向けてふさわしいものとなるよう、農業委員会系統組織における統一的な取組として、地域の実情を勘案しつつ、推進委員等の最適化活動の活動日数を目標として設定するものとする。

なお、目標設定にあたっては、前年度の活動日数の実績を踏まえて、意欲的な活動日数を設定するものとする。

② 活動強化月間の設定

農業委員会は、毎年度、活動強化月間として3月以上を設定することを目標として設定するものとする。

③ 新規参入相談会への参加

農業委員会は、都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加することを目標として設定するものとする。

(3) 最適化活動の目標の公表及び報告

農業委員会は、毎年度、4月末までに、(1)及び(2)により設定した最適化活動の目標について、個人情報を除き、5の(1)により都道府県機構（法第42条第1項の規定により都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）の確認を受けた上で、法第37条の規定によりインターネットの利用その他適切な方法で公表するとともに、都道府県知事に報告するも

のとする。

報告を受けた都道府県知事は、5月末までに、管内の農業委員会の最適化活動の目標を取りまとめた上で、地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）を經由し、経営局長に報告するものとする。

3 最適化活動の記録及び点検・評価の実施

(1) 推進委員等の最適化活動の記録及び点検・評価の実施

① 推進委員等の最適化活動に係る記録簿の作成

各推進委員等は、毎年度、最適化活動を実施した月日、場所、相手方、活動内容等を具体的に記録した記録簿を作成するものとする。

農業委員会事務局は、記録簿の作成が適切に行われているかを適宜確認し、必要に応じて、推進委員等に対して助言するものとする。

② 推進委員等の最適化活動の点検・評価の実施

ア 各推進委員等は、毎年度、記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自ら点検・評価するとともに、その結果を翌年度の4月末までに農業委員会に提出するものとする。

イ 農業委員会は、アにより各推進委員等から提出された点検・評価の結果を5月末までに、総会（法第16条第1項に規定する部会を含む。以下同じ。）において点検・評価し、その結果を各推進委員等に通知するものとする。

③ 推進委員等の選考における点検・評価結果の活用

農業委員会は、推進委員を委嘱するに当たり、②のイによる点検・評価を受けたことのある者の選考を行う場合は、当該点検・評価の結果を考慮するものとする。

なお、市町村長が農業委員を任命する場合も同様とする。

(2) 農業委員会の最適化活動の点検・評価の実施

農業委員会は、毎年度、翌年度の5月末までに、総会において、農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、点検・評価するものとする。

4 最適化活動の点検・評価結果等の公表及び都道府県知事等への報告

(1) 点検・評価結果等の公表

農業委員会は、毎年度、推進委員等及び農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況並びにこれらの点検・評価結果（以下「点検・評価結果等」という。）を取りまとめたものについて、個人情報を除いた上で、法第37条の規定によりインターネットの利用その他適切な方法で公表す

るものとする。

(2) 点検・評価結果等の報告等

- ① 農業委員会は、点検・評価結果等を取りまとめた上で、6月末までに、市町村長、都道府県知事及び都道府県機構に報告するものとする。
- ② 都道府県知事は、①により報告を受けた管内の農業委員会の点検・評価結果等について、地方農政局長を経由し、7月末までに経営局長に報告するものとする。
- ③ 経営局長は、②の報告の内容を確認した上で、最適化活動の更なる推進に向け、農業委員会等に対して、優良事例の紹介等を行うものとする。
- ④ 農業委員会は、点検・評価結果等を踏まえ、最適化活動の改善を図るものとする。

5 関係機関との連携

(1) 関係機関への通知等

最適化活動の目標の達成に向けては、農業委員会が、関係機関（都道府県、市町村、都道府県機構及び農地バンク）と連携することが重要であり、最適化活動の目標を決定したときは、その内容を次により関係機関に通知するものとする。

- ① 農業委員会は、2により最適化活動の目標を決定した場合は、速やかにその内容を都道府県機構に通知するものとする。
- ② ①の通知を受けた都道府県機構は、当該目標が2の(1)及び(2)に基づいて適切に設定されていることを確認した場合には、その旨を農業委員会に連絡するものとし、最適化活動の目標が適切でないとは判断される場合には、農業委員会に対し、当該目標を修正すべき旨の助言をするものとする。
- ③ ②により当該目標を確認した旨の連絡を受けた場合、農業委員会は、最適化活動の目標を都道府県、市町村及び農地バンクに対し速やかに通知するものとする。また、②により当該目標を修正すべき旨の助言を受けた場合、農業委員会は、当該目標について都道府県機構と協議し、その結果を踏まえた最適化活動の目標を都道府県、市町村及び農地バンクに通知するものとする。

(1) 市町村との連携

市町村は、基盤強化法第6条第2項第4号に掲げる目標を達成する観点から、最適化活動と密接に連携し、農地の集積を進めるものとする。

6 その他

(1) 推進委員等の委嘱又は任命の取扱い

年度途中で推進委員等の委嘱又は任命が行われた場合は、当該推進委員等の

担当区域の最適化活動の目標は、新たに委嘱又は任命された推進委員等に引き継ぐものとし、3の(1)の②のアの点検・報告は、委嘱又は任命された推進委員等が行うものとする。なお、推進委員等は、任期満了の際に、任期満了日の属する年度における最適化活動の実施状況について点検を行った上で、その内容を農業委員会事務局に提出するものとする。

(2) 様式その他必要な事項

本通知に基づく取組に必要な様式その他必要な事項は、経営局農地政策課長が別に定める。

第2 推進委員と農業委員の役割分担、中立委員の選考等

1 推進委員と農業委員の役割分担、総会への推進委員の出席

(1) 推進委員と農業委員の役割分担

推進委員を設置している農業委員会においては、推進委員と農業委員とが連携して最適化活動を実施することが必要であるが、役割分担が明確化されないまま農業委員が最適化活動を実施することで、農業委員の事務負担が増大したり、推進委員が主体的に活動できないといった声もある。

最適化活動の推進に当たり、農業委員会は、推進委員及び農業委員の役割分担を明確に定めた上で、推進委員及び農業委員がその役割に即して密接に連携することが適当である。

その際、推進委員は、各担当区域内において、農地の出し手及び受け手の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地の斡旋等の最適化活動を実施し、農業委員は、最適化活動の実施状況を把握した上で推進委員に対して必要な支援を行うという役割分担が基本である。

(2) 総会への推進委員の出席

推進委員が最適化活動により把握する地域の農地の状況に関する情報は、農業委員会が行う農地の権利の設定又は移転の許可等の事務と密接に関係している。このため、農地の権利の設定又は移転の許可等を総会で審議する場合、農業委員会は、その農地が所在する区域を担当する推進委員に対して総会に出席して意見を述べる機会を提供することが適当と考えられる。

2 中立委員の選考等

(1) 中立委員の選考

市町村長は、農業委員の任命に当たり、農地の権利の設定又は移転の許可に際し公正性を期すため、農業委員会の所掌事項に関し利害関係を有しない中立委員を含めることとされている（法第8条第6項）。

中立委員には、弁護士、司法書士、行政書士その他の法令、行政、不動産、土地開発等に知見を有する者や農業分野以外の視点を持った者を任命することが適当である。

適当な候補者がいない場合は、日本政策金融公庫の農業経営アドバイザーそ

の他の農業者に対する支援を行っている人材を中立委員として任命することも検討されたい。

(2) 中立委員への研修、中立委員の役割の発揮

中立委員から、農業経験や地域農業に関する知見が少ないために、総会の場で発言しづらいという声もある。

このため、農業委員会は、中立委員が地域農業に関する知見を得られるよう、中立委員に対して地域農業の実情を知る機会を提供することが適当である。また、中立委員に求められる役割が十分に発揮されるよう、総会において、中立委員が発言する機会を積極的に設けることが適当である。

附 則（令和5年2月27日付け4経営第2762号）

本通知は、令和5年3月1日から施行する。

附 則（令和5年5月29日付け5経営第591号）

本通知は、令和5年5月29日から施行する。

(別表1)

記の第1の1の(1)の①のアの別表で掲げる者は、次のいずれかの者をいう。

経営体	定義
1 認定農業者	① 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の規定により経営改善計画の認定を受けた者 ② 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人
2 認定新規就農者	基盤強化法第14条の4の規定により青年等就農計画の認定を受けた者
3 基本構想水準到達者	基盤強化法第6条第1項の規定により市町村が定める基本構想における農業所得、経営規模その他の効率的かつ安定的な農業経営の指標を達成しているとみなせる者
4 集落営農経営	次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営 ① 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体 ② 複数の農業者により構成される農作業受託組織であつて、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織 (経営所得安定対策実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IVの第1の1の(1)の①のイに規定する「集落営農」をいう。)

「課長通知」

様式1～5は除いています

3 経営第2816号
令和4年2月25日

一般社団法人全国農業会議所事務局長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

農業委員会による最適化活動の推進等について

各農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動（以下「最適化活動」という。）の透明性を確保するため、法第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされている。

今般、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知。以下「局長通知」という。）を定め、各農業委員会は、最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標（局長通知の第1の2の(1)の成果目標及び(2)の活動目標をいう。以下同じ。）の設定等に取り組むこととされたところである。

以上の点を踏まえ、局長通知による最適化活動の目標の設定等の事務の実施及び法第37条の規定による農業委員会における事務の実施状況の公表に当たり必要な様式等を下記のとおり定めたので御了知願いたい。

併せて、貴職におかれては、適切な運用をお願いするとともに、法第42条第1項の規定により都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構には貴職から通知願いたい。

記

1 最適化活動の目標の考え方

各農業委員会は、局長通知の規定によるもののほか、次により、最適化活動の目標を設定することができるものとする。

(1) 農地の集積に係る目標

- ① 都道府県が定めた目標（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第5条第2項第4号に掲げる目標をいう。以下「都道府県目標」という。）に即して、市町村ごとに目標設定の考え方等が示されているときには、当該目標を農業委員会の目標として設定できるものとする。
- ② 指針（法第7条第1項の指針をいう。以下同じ。）又は都道府県目標等の目標年度までの各年度ごとの目標は、農業委員会が地域の実情に応じて弾力的に設定できるものとする。

(2) 遊休農地の解消に係る目標

緑区分の遊休農地の解消（局長通知の第1の2の(1)の①のイのaの(a)をいう。）に係る目標の設定に当たっては、用排水及び接道の条件が悪い狭小地や傾斜地であるなど、農地として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、今後、農地として利用する見込みがないものは除外できるものとする。

(3) 新規参入の促進に係る目標

新規参入の促進に係る目標（局長通知の第1の2の(1)の①のウ）の設定に当たっては、農地中間管理機構に農地中間管理権が設定されたもの又は集落営農法人等に貸し付けられたものを除外できるものとする。

なお、当該新規参入の促進に係る目標は、新規参入者が農地の借り入れ等を希望する場合にあっせんできるように所有者等から内諾を得ておくものであり、所有者等の実情等により担い手等に貸し出すことも可能であり、また、内諾を得た時点で実績として計上できるものとする。

2 最適化活動の目標の設定、公表及び報告

各農業委員会が、局長通知の第1の2の(3)により行う最適化活動の目標の公表及び報告並びに第1の5の(1)により行う関係機関への通知は、別紙様式1によるものとする。

3 最適化活動の記録及び点検・評価の実施

(1) 推進委員等の最適化活動に係る記録簿の作成

農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員（以下「推進委員

等」という。)は、活動日ごとに、場所、相手方、活動内容等を別紙様式2に記録して、活動記録簿(局長通知の第1の3の(1)の①の記録簿をいう。以下同じ。)を作成するものとする。

なお、各農業委員会が独自に最適化活動に係る記録を記載した書面を、別紙様式2に替えて活用することもできるものとする。

(2) 推進委員等の最適化活動の点検・評価

① 推進委員等の最適化活動の活動状況等の農業委員会への提出

各推進委員等が局長通知の第1の3の(1)の②のアにより最適化活動の点検・評価結果を農業委員会に提出する際は、別紙様式3の1の(1)に、活動記録簿から毎月の活動日数、最適化活動の実績等を集計して記入するとともに、別紙様式3の1の(2)に、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自らの点検・評価した結果を記入するものとする。

なお、推進委員等が負傷又は疾病、災害等の事由により最適化活動ができなかった場合には、推進委員等は、その事由及び日数を備考欄に記入することができる。

② 農業委員会による点検・評価等

ア 各農業委員会が局長通知の第1の3の(1)の②のイにより行う各推進委員等の最適化活動の点検・評価は、①により提出された別紙様式3の1の記載内容を踏まえ、別紙様式3の2の「全体としての評語」の欄に次に掲げる評語(別表を参照)を記入した上で、総会(法第16条第1項に規定する部会を含む。以下同じ。)において出された意見も記入するものとする。

- a 目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた
- b 目標に対して期待を上回る結果が得られた
- c 目標に対して期待どおりの結果が得られた
- d 目標に対して期待を(やや)下回る結果となった

イ 各農業委員会が局長通知の第1の3の(1)の②のイにより行う各推進委員等への点検・評価結果等の通知は、アにより必要事項を記入した別紙様式3により、活動年度の翌年度の5月末までに行うものとする。ただし、点検・評価を行う年度の途中で推進委員等の改選等により推進委員等でなくなった者への通知は、点検・評価を行った時点で行うものとする。

ウ 各農業委員会が局長通知の第1の3の(1)の③に基づき、各推進委員等の選考に点検・評価結果を考慮する場合に、年度途中で点検・評価の結果を活用するときは、活用する時点で点検・評価を行うものとする。

(3) 農業委員会の最適化活動の点検・評価

各農業委員会が局長通知の第1の3の(2)により行う当該農業委員会の最適

化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価は、別紙様式4により行うものとする。

4 最適化活動の点検・評価結果等の報告

- (1) 各農業委員会は、3の(2)及び(3)の推進委員等及び農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検・評価を実施した後は、局長通知の第1の4の(2)の①に基づき、当該点検・評価結果等を別紙様式4及び別紙様式5により、市町村長、都道府県知事及び法第42条第1項の規定により都道府県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構（以下「都道府県機構」という。）に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事が局長通知の第1の4の(2)の②により行う、点検・評価結果等の経営局長への報告は、(1)で農業委員会から報告を受けた別紙様式4を取りまとめて行うものとする。

5 農業委員会における事務の実施状況等の公表・報告

(1) 農業委員会における事務の実施状況等の公表

各農業委員会は、法第37条の規定により行うこととされている農業委員会における事務の実施状況の公表について、毎年度、活動年度の翌年度の6月末までに、別紙様式5により、インターネットの利用その他適切な方法で行うものとする。また、各農業委員会が局長通知の第1の4の(1)により行う公表は、法第37条の規定による公表を以て行うものとする。

なお、農業委員会の審議の透明化を図るため、総会の議事録については、この公表とは別に、インターネットの利用その他適切な方法で公表するものとされていることに留意されたい。

(2) 農業委員会における事務の実施状況等の報告

- ① 各農業委員会は、(1)により公表を行ったときは、公表を行った年の6月末までに別紙様式5の内容を別紙様式6に取りまとめ、市町村長、都道府県知事及び都道府県機構に報告するものとする。
- ② 都道府県知事は、①により農業委員会から報告を受けたときは、別紙様式6について、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。）を經由し、7月末までに経営局長に報告するものとする。

附 則

- 1 本通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 本通知の施行に伴い、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）は、廃止することとする。

- 3 令和4年度の目標設定及びその公表並びに都道府県知事への報告については、農業委員会は、局長通知の第1の2の期日にかかわらず、4月以降迅速に行うよう努めるものとする。

附 則（令和5年3月9日付け4経営第2784号）

本通知は、令和5年3年9日から施行する。

別表

目標の達成状況の評語の適用方法

1 農業委員会の目標の評語

農業委員会の最適化活動の目標の達成状況の評語は、表2の目標項目ごとに達成状況に応じた点数の合計点を表1に当てはめるものとする。

【表1】

表2の点の合計点	評語
15点以上	目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた
10点以上、15点未満	目標に対して期待を上回る結果が得られた
5点以上、10点未満	目標に対して期待どおりの結果が得られた
5点未満	目標に対して期待を（やや）下回る結果となった

【表2】

目標項目	達成状況	点
(1) 成果目標		
① 農地の集積	達成率110%以上	5
	達成率90%以上、110%未満	3
	達成率90%未満	1
② 緑区分の遊休農地の解消	達成率110%以上	5
	達成率90%以上、110%未満	3
	達成率90%未満	1
③ 新規参入の促進	達成率110%以上	5
	達成率90%以上、110%未満	3
	達成率90%未満	1
(2) 活動目標		
① 活動強化月間の実施	3月以上実施した	1
② 新規参入相談会への参加	推進委員等が1名以上参加した	1

(注) 表2の(1)の成果目標のうち、局長通知の別表2に該当する市区町村において、目標を設定していない項目がある場合は、次のとおりとする。

1 項目を設定した場合：設定した項目の点を3倍する

2 項目を設定した場合：設定した項目の点を1.5倍する

2 推進委員等の評語

推進委員等の最適化活動の目標の達成状況の評語は、表2の目標項目ごとに達成状況に応じた点数の合計点を表1に当てはめるものとする。

【表1】

表2の点の合計点	評語
25点以上	目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた
20点以上、25点未満	目標に対して期待を上回る結果が得られた
15点以上、20点未満	目標に対して期待どおりの結果が得られた
15点未満	目標を（やや）下回る結果となった

【表2】

目標項目	達成状況	点	
(1) 成果目標			
① 農地の集積	達成率110%以上	4	
	達成率90%以上、110%未満	2	
	達成率90%未満	1	
	② 緑区分の遊休農地の解消	達成率110%以上	4
		達成率90%以上、110%未満	2
		達成率90%未満	1
	③ 新規参入の促進	達成率110%以上	4
		達成率90%以上、110%未満	2
		達成率90%未満	1
(2) 活動日数目標			
① 月当たりの最適化活動を行う日数目標に対する達成状況（年間平均）	目標を上回った	6	
	目標どおり	4	
	目標を下回った	2	
② 月当たりの最適化活動の日数（年間平均）	13日以上	12	
	8日以上～13日未満	8	
	6日以上～8日未満	4	

(注) 表2の(1)の成果目標のうち、局長通知の別表2に該当する市区町村において、目標を設定していない項目がある場合は、次のとおりとする。

1 項目を設定した場合：設定した項目の点を3倍する

2 項目を設定した場合：設定した項目の点を1.5倍する

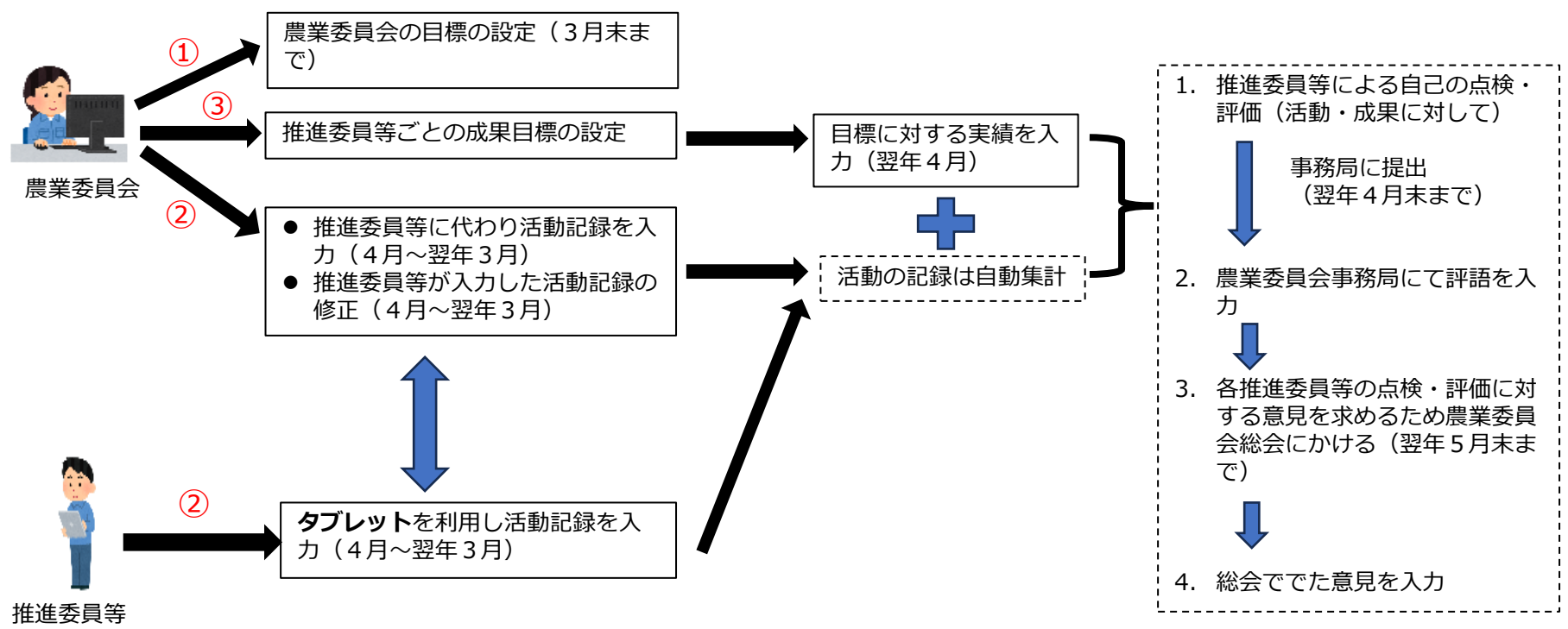
ワンデスクシステムを利用した「農業委員会による最適化活動の『目標の設定』、『活動の記録』『点検・評価の実施』」について（概要）

- ※ 上記については、ワンデスクシステムの「●マニュアル&FAQ」の「●8. 農業委員/推進委員の活動記録」の「●農業委員会向け_8. 農業委員/推進委員の活動記録」および「●農業委員/推進委員向け_8. 農業委員/推進委員の活動記録」に操作方法等の詳細が記載されています。

（一社）北海道農業会議

ワンデスクシステムを利用した「農業委員会による最適化活動の『目標の設定』、『活動の記録』『点検・評価の実施』」について

- 農業委員会事務局にある「ワンデスクシステム」を利用し「農業委員会による最適化活動の『目標の設定』、『活動の記録』『点検・評価の実施』」を行うことができる。
 - ① 「目標の設定」：農業委員会の総会で決定したものを事務局で入力
 - ② 「活動の記録」：農業委員・農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員等」という）がタブレットから入力 ※事務局による入力・修正も可能
 - ③ 「点検・評価」：活動の回数は自動的に集計、推進委員等ごとの成果目標・目標に対する実績・点検評価を事務局で入力



1 ワンデスクシステムを利用した 「農業委員会による最適化活動の『目標設定』」

ワンデスクシステム [初めての方へ](#)

ログイン

農業委員/推進委員の方

ログイン ▶

ログインには「eMAFF現地確認」アプリのログイン情報を使用します。

それ以外の方

ログイン ▶

ログインには「eMAFF ID」を使用します。

お知らせ (縦にスクロールします)

- 2023/12/06 [メンテナンス実施による一時的な通信断発生のお知らせ](#)
- 2023/11/22 [メンテナンス実施による一時的な通信断発生のお知らせ](#)
- 2023/11/17 [システム操作手順書更新のお知らせ](#)
- 2023/11/16 [システムメンテナンス実施のお知らせ](#)
- 2023/11/13 [システムメンテナンス実施のお知らせ](#)

[リリースノート一覧へ](#)

- ワンデスクシステムにアクセス
- 農業委員会事務局は、「それ以外の方」のログイン部分をクリック

MAFF
ワンデスクシステム
ログイン

✉ mimoto@hca.or.jp

🔒

※共用PCでログインしないでください ?

eMAFF IDを取得するには...
パスワードをお忘れですか？

ログイン >

○ この画面がでてきたら、「ログイン」をクリック

○ 農林水産省共通申請サービス担当からメールで「確認コード」が送信される

MAFF
コードの入力

アカウントの登録メールアドレスに送信されたコードを入力してください。

mimo**@hca.*****

コードの入力

続ける

メールが届かない場合はこちら ⇒ [再送信](#)

[スマートフォンで認証する](#)

○ 送信された「確認コード」を入力

○ 「続ける」をクリック

メニュー

意向管理

農家・法人の
意向を検索する農地の
意向を検索する

意向把握：農地・農家情報管理

農家・法人を
検索する現状地図を
検索する

最適化活動管理

目標設定等を
追加する目標設定等を
検索・修正する活動記録簿を
追加する活動記録簿を
検索・修正する点検・評価表を
検索する

○ メニュー画面の「最適化活動管理」の「目標設定等を追加する」をクリック

※ 新たに「令和〇〇年度 最適化活動の目標設定等」を作成する場合に使用する。

※ 作成（登録）した「令和〇〇年度 最適化活動の目標設定等」を修正する場合は、「目標設定等を検索・修正する」をクリックし作業を行う

※ 農業委員会事務局において、
□ 委員の活動記録を作成（代理して作成）
□ 活動記録の修正等（未記入箇所を埋める等）

を行うことができる

メニュー マニュアル&FAQ ログアウト

最適化活動目標設定等入力

各項目に情報を入力して「確認へ」ボタンを押してください。

目標等設定者情報

委員会情報

都道府県名 北海道 農業委員会名 デモ055農業委員会

目標設定年度

年度 必須 年度

I 農業委員会の状況

-	参加者数	<input type="text"/>
+	開催場所	<input type="text"/>
	相談会の内容	<input type="text"/>

※1 新規参入者相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を入力してください。（参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入者相談会ごとに1回とします）

一時保存

確認へ

< 戻る

○ 入力画面
各項目に情報を入力

○ 入力が完了したら「確認へ」
をクリック

最適化活動目標設定等を登録する

内容を確認して「登録」ボタンを押してください。

登録内容

目標等設定者情報

都道府県名	北海道
農業委員会名	デモ055農業委員会
年度	2024

I 農業委員会の状況

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日	2023/12/14
任期満了年月日	2026/12/13

農業委員数

実数	40人
----	-----

取組項目	新規参入の促進
強化月間の内容

新規参入相談会

新規参入相談会への参加回数	1回
開催時期	12月
相談会名	未定
参加者数	1
開催場所	未定
相談会の内容

修正

登録

戻る

○ 入力した内容を確認

○ 入力した内容に誤りはなければ「登録」をクリック

※ 入力した内容に誤りがあれば「修正」をクリックし修正を行う。

最適化活動管理

目標設定等を追加する

目標設定等を検索・修正する

活動記録簿を追加する

活動記録簿を検索・修正する

点検・評価表を検索する

メニュー マニュアル&FAQ ログアウト

最適化活動目標設定等一覧

条件に合致する最適化活動目標設定等の一覧です。

対象件数 2件 一括ダウンロード

年度	都道府県	農業委員会名	作成年月日	更新年月日	別紙様式1	詳細
2024	北海道	デモ055農業委員会	2023/12/14	2023/12/14	ダウンロード	詳細
2023	北海道	デモ055農業委員会	2023/10/18	2023/10/18	ダウンロード	詳細

1 / 1ページ 前のページへ 次のページへ

戻る

- 登録された「目標設定等」を検索・修正する場合は「目標設定等を検索・修正する」をクリック
- クリックすると登録した「目標設定等」の一覧がでてくる。
- ダウンロードをクリックすると、エクセル形式の「令和〇〇年度 最適化活動の目標設定等」をダウンロードできる。
- 登録後でも詳細をクリックし内容を修正することができる。

2 ワンデスクシステムを利用した 「農業委員・農地利用最適化推進委員による最適化活動の『活動の記録』」

ワンデスクシステム [初めての方へ](#)

ログイン

農業委員/推進委員の方

ログイン

ログインには「eMAFF現地確認」アプリのログイン情報を使用します。

それ以外の方

ログイン

ログインには「eMAFF ID」を使用します。

お知らせ (縦にスクロールします)

- 2023/12/06 [メンテナンス実施による一時的な通信断発生のお知らせ](#)
- 2023/11/22 [メンテナンス実施による一時的な通信断発生のお知らせ](#)
- 2023/11/17 [システム操作手順書更新のお知らせ](#)
- 2023/11/16 [システムメンテナンス実施のお知らせ](#)
- 2023/11/13 [システムメンテナンス実施のお知らせ](#)

[リリースノート一覧へ](#)

○ タブレット端末からワンデスクシステムにアクセス

※ 事前に、
タブレット端末について

- ① メールアドレスの取得
- ② 農業委員会サポートシステムへのユーザー登録
- ③ 現地確認アプリの初回ログイン (eMAFF IDの取得)

を行っておいってください。

○ 農業委員・農地利用最適化推進委員 (以下「推進委員等」という) は、「農業委員/推進委員の方」のログイン部分をクリック

MAFF
ワンデスクシステム

ログイン

✉ mimoto@hca.or.jp

🔒

※共用PCでログインしないでください ?

eMAFF IDを取得するには...
パスワードをお忘れですか?

ログイン >

- この画面がでてきたら、「ログイン」をクリック
- 農林水産省共通申請サービス担当からメールで「確認コード」が送信される

MAFF

コードの入力

アカウントの登録メールアドレスに送信されたコードを入力してください。

mimo**@hca.*****

コードの入力

続ける

メールが届かない場合はこちら ⇒ 再送信

スマートフォンで認証する

- 送信された「確認コード」を入力
- 「続ける」をクリック

メニュー

意向管理

農家・法人の
意向を検索する

農地の
意向を検索する

意向把握：農地・農家情報管理

農家・法人を
検索する

現状地図を
検索する

最適化活動管理

活動記録簿を
追加する

活動記録簿を
検索・修正する

点検・評価表を
検索する

- メニュー画面の「最適化活動管理」の「活動記録簿を追加する」をクリック

活動記録簿入力

活動記録簿を入力する委員情報

委員の別 農業委員 氏名 研修 二郎

日付

活動時間(分)

場所 未選択
 自宅
 訪問
 電話
 役場
 圃場
 その他

項目

大項目

中項目

成果内容 未選択
 受け手と出し手の合意
 遊休農地解消
 新規参入者への貸付同意
 新規参入

方法 未選択
 自ら耕作再開
 農地バンクに貸付/売却
 農地バンク以外に貸付/売却
 農作業受委託
 その他

備考

○ 入力画面
実施した活動内容に応じ、
項目に入力

○ 入力が完了したら「確認へ」
をクリック

活動記録簿を登録する

内容を確認して「登録」ボタンを押してください。

登録内容

活動記録簿を登録する委員情報

委員の別	農業委員
氏名	研修 二郎
日付	2023/12/14
活動時間	30
場所	役場

項目情報

大項目	担い手への農地の集積・集約化
中項目	その他（具体的な活動を記入）
小項目	その他

新規参入者情報

面積(a)

希望作物

詳細

活動成果情報

面積(a)

成果内容

方法

備考

▶ 修正

登録

< 戻る

○ 入力した内容を確認

○ 入力した内容に誤りはなければ「登録」をクリック

※ 入力した内容に誤りがあれば「修正」をクリックし修正を行う。

3 ワンデスクシステムを利用した 「推進委員等の最適化活動の『点検・評価の実施』」

ワンデスクシステム [初めての方へ](#)

ログイン

農業委員/推進委員の方

ログイン ▶

ログインには「**eMAFF現地確認**」アプリのログイン情報を使用します。

それ以外の方

ログイン ▶

ログインには「**eMAFF ID**」を使用します。

お知らせ (縦にスクロールします)

- 2023/12/06 [メンテナンス実施による一時的な通信断発生のお知らせ](#)
- 2023/11/22 [メンテナンス実施による一時的な通信断発生のお知らせ](#)
- 2023/11/17 [システム操作手順書更新のお知らせ](#)
- 2023/11/16 [システムメンテナンス実施のお知らせ](#)
- 2023/11/13 [システムメンテナンス実施のお知らせ](#)

[リリースノート一覧へ](#)

- ワンデスクシステムにアクセス
- 農業委員会事務局は、「それ以外の方」のログイン部分をクリック



- この画面がでてきたら、「ログイン」をクリック
- 農林水産省共通申請サービス担当からメールで「確認コード」が送信される



- 送信された「確認コード」を入力
- 「続ける」をクリック

メニュー

意向管理

農家・法人の
意向を検索する

農地の
意向を検索する

意向把握：農地・農家情報管理

農家・法人を
検索する

現状地図を
検索する

最適化活動管理

目標設定等を
追加する

目標設定等を
検索・修正する

活動記録簿を
追加する

活動
検索

点検・評価表を
検索する

○ メニュー画面の「最適化活動管理」の「点検・評価表を検索する」をクリック

最適化活動点検・評価表一覧

条件を指定して「この条件で検索する」ボタンを押してください。

検索条件

都道府県	必須	北海道
農業委員会		デモ055農業委員会
年度		2023
氏名		研修 一郎
表示順	必須	年度降順

この条件で検索する

○ 最適化活動の点検・評価を実施する「年度」「氏名（推進委員等）」等を入力

※ 最適化活動の点検・評価を実施する「推進委員等」を検索する

※ 最適化活動の点検・評価を実施した「推進委員等」を検索する

○ 入力が完了したら「この条件で検索する」をクリック

最適化活動点検・評価表一覧

条件に合致する最適化活動点検・評価表の一覧です。

検索条件

- 北海道
- デモ055農業委員会
- 2023年度
- 研修 一郎
- 年度降順

新規目標入力

検索条件を変更する

対象件数 0件

年度	氏名	委員種類	代表地域	入力状況	詳細
----	----	------	------	------	----

二番上まで

◀ 前のページへ 1 / 1ページ 次のページへ ▶

- ① 点検・評価をこれから実施する場合
 - 成果目標を入力するところから始めます
- ※ 成果目標を入力していない場合は、点検・評価を実施する推進委員等を検索しても表示されません

条件に合致する最適化活動点検・評価表の一覧です。

検索条件

- 北海道
- デモ055農業委員会
- 2023年度
- 研修 二郎
- 年度降順

新規目標入力

検索条件を変更する

対象件数 1件

年度	氏名	委員種類	代表地域	入力状況	詳細
----	----	------	------	------	----

2023	研修 二郎	農業委員		点検評価済	目標 実績 点検評価
------	-------	------	--	-------	------------

一番上まで

- ② 点検・評価を実施済みの場合は「入力状況」に「点検評価済」と表示されえます。
 - ③ 点検・評価は「A成果目標」、「B実績」、「C点検評価」の順で入力します。
- ※ それぞれの入力段階に応じ「A目標入力済」、「B実績入力済」、「C点検評価済」と「入力状況」に表示されます

メニュー マニュアル&FAQ ログアウト

成果目標入力

2023年度
成果目標を入力する委員情報

委員の別	氏名	代表地域	委員検索
------	----	------	------

農地集積

農地面積 ha

新規集積面積 ha

集積面積 ha

集積率 %

遊休農地

解消面積 ha

前年度新規発生分の解消面積 ha

新規参入

所有者等からの同品を備えた面積 ha

戻る

確認へ

○ 推進委員等ごとの「成果目標」を入力する

① 「委員検索」をクリック

※ 成果目標を設定する推進委員等を選択する

② 「農地集積」、「遊休農地」、「新規参入」の成果目標を入力

○ 入力が完了したら「確認へ」をクリック

メニュー マニュアル/FAQ ログアウト

成果目標を登録する

内容を確認して「登録」ボタンを押してください。

登録内容

2023年度

成果目標を登録する委員情報

委員の別	調査委員
氏名	研啓 二郎
代表地域	

農地集積情報

農地面積	500.00ha
新規集積面積	50.00ha
集積面積	450.00ha
集積率	90.00%

遊休農地情報

解消面積	0.00ha
前年度新規発生分の解消面積	0.00ha

新規参入情報

所有者等からの同意を得た面積	30.00ha
----------------	---------

修正 登録

戻る

○ 入力した成果目標を確認

○ 入力した内容に誤りがなければ「確認」をクリック

※ 入力した内容に誤りがあれば「修正」をクリックし修正を行う。

最適化活動点検・評価表一覧

条件に合致する最適化活動点検・評価表の一覧です。

検索条件

新規目標入力

- 北海道
- デモ055農業委員会
- 2023年度
- 農業 太郎
- 年度降順

検索条件を変更する

対象件数 1件

年度	氏名	委員種類	代表地域	入力状況	詳細
2023	農業 太郎	農業委員		目標入力済	<input type="button" value="目標"/> <input type="button" value="実績"/> <input type="button" value="点検評価"/>

一番上まで

※ 成果目標を入力すると入力状況に「目標入力済」と表示される

○ 推進委員等の実績を入力する

○ 「実績」をクリック

成果実績入力

2023年度

成果実績を入力する委員情報

委員の別 農業委員 氏名 研修 二郎 代表地域 _____

最適化活動の実績状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
活動日数	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0
▼ 農地の集積に向けた活動										
意向把握の実施回数	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
話合いの参加回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
▼ 話合いで務めた役割										
コーディネーター（座長）を務めた	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
作成した農地地図を持参	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自ら把握した農地情報を提供	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
参加の呼びかけ、開催準備等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
関係機関との打合せの実施回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総会へ出席して意見を述べた	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
▼ 遊休農地の解消・発生防止活動										
利用状況調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

所有者等からの同意を得た面積 **必須** 15.00ha ha 100%

自己の点検・評価

活動実績 **必須**

成果実績 **必須**

[確認へ](#)

[戻る](#)

○ 各項目に入力

※ 活動日数については、推進委員等がワンデスクシステムで活動記録簿を記録していれば自動的に集計

○ 入力が完了したら「確認へ」をクリック

最適化活動点検・評価表一覧

条件に合致する最適化活動点検・評価表の一覧です。

検索条件

- 北海道
- デモ055農業委員会
- 2023年度
- 農業 太郎
- 年度降順

新規目標入力

検索条件を変更する

対象件数 1件

年度	氏名	委員種類	代表地域	入力状況	詳細
2023	農業 太郎	農業委員		実績入力済	<input type="button" value="目標"/> <input type="button" value="実績"/> <input type="button" value="点検評価"/>

※ 成果実績を入力すると入力状況に「実績入力済」と表示される

○ 推進委員等の点検・評価を入力する

○ 「点検評価」をクリック

点検・評価入力

2023年度

点検・評価を入力する委員情報

委員の別 農業委員

氏名 研修 二郎

代表地域 _____

全体としての評語

- 必須**
- 目標に対して期待を大幅に上回る結果が得られた
 - 目標に対して期待を上回る結果が得られた
 - 目標に対して期待どおりの結果が得られた
 - 目標に対して期待を(やや)下回る結果となった

総会で出された意見

必須 特になし

コピー

ペースト

確認へ ▶

◀ 戻る

- 「全体としての評価」と「総会で出された意見」について入力する。

- 入力が完了したら「確認へ」をクリック

メニュー マニュアル&FAQ ログアウト

点検・評価を登録する

内容を確認して「登録」ボタンを押してください。

登録内容

2023年度

点検・評価を登録する委員情報

委員の別	農業委員
氏名	研修 二郎
代表地域	
全体としての評語	目標に対して期待どおりの結果が得られた
総会で出された意見	特になし

修正 登録

< 戻る

○ 入力した点検・評価の内容を確認

○ 入力した内容に誤りがなければ「確認」をクリック

※ 入力した内容に誤りがあれば「修正」をクリックし修正を行う。

最適化活動点検・評価表一覧

条件に合致する最適化活動点検・評価表の一覧です。

検索条件

新規目標入力

検索条件を変更する

- 北海道
- デモ055農業委員会
- 2023年度
- 農業 太郎
- 年度降順

対象件数 1件

年度	氏名	委員種類	代表地域	入力状況	詳細
2023	農業 太郎	農業委員		点検評価済	目標 実績 点検評価

※ 点検・評価を入力すると入力状況に「点検評価済」と表示される